

## 令和4年度 相談受付状況

### 1. 相談件数

令和4年度に当センターで受け付けた相談件数は**1,601件**で、前年度に比べ**260件19.4%の増加**となりました。

### 2. 相談の契約当事者の年代別内訳

年代別でみると、70才以上の方の相談が407件で最も多く、全体の25.4%を占めています。

### 3. 相談内容と特徴

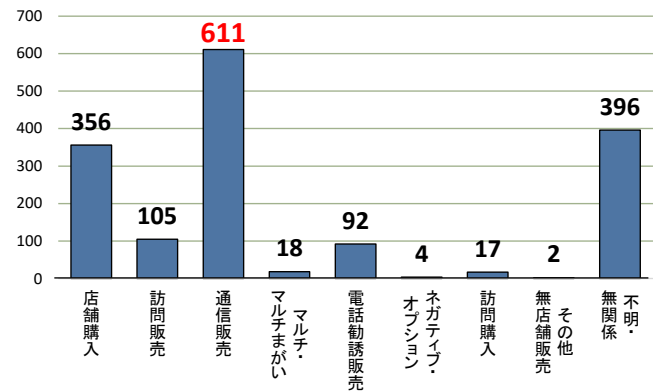
相談内容を販売購入形態別にみると、通信販売の相談が最も多く、611件で38.2%となっています。なかでも化粧品や健康食品などの定期購入に関するトラブルは182件で、前年度に比べ約2.4倍と大幅に増加しています。

通信販売はクーリング・オフができません。「お試し価格」などの言葉に惑わされないよう、申し込みの際には条件や解約・返品方法、利用規約などをよく確認しましょう。

契約当事者の  
年齢別相談件数



販売購入形態別相談件数



令和5年6月1日から

特定商取引法の改正により

**契約書面交付の電子化が可能になりました** —ただし、消費者の承諾が必要!!—

### 特定商取引法とは

訪問販売など、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めている法律

この法律の中で、契約等に際して後日紛争を生じることを防止するために、事業者は一定の重要事項を記載した「契約書面等」を消費者に交付することが義務付けられています。

### 現行

事業者が紙で「契約書面等」を交付することが義務付けられている

### 今回の改正

紙での交付に代えて、パソコンやスマホなどを用いた電磁的方法（電子メールや事業者のウェブサイトなど）で「契約書面等」を交付することができる

### 今回の改正の対象となる取引類型

訪問販売

電話勧誘販売

訪問購入

特定継続的役務提供  
(エステ・家庭教師など)

連鎖販売取引  
(マルチ商法)

業務提供誘引販売取引  
(内職など)

ただし、規定された条件を満たし、かつ消費者の承諾を得ることが必要

**！事業者から電磁的書面による交付を提案されても、スマホ等の仕組みや操作に自信がなければ、無理せず従来どおり紙での「契約書面等」の交付を申し出ましょう。**

詳しいことは消費生活センターにお問い合わせください

# 今日から始める！ エシカル消費

あなたの消費が世界の未来を変える！

## エシカル消費とは？

経済や情報などの国際化が進み、私たちは世界中の商品やサービスを手に入れることができるようになりました。しかし、その豊かな消費生活の裏側では、児童労働や低賃金労働などの人権侵害や環境破壊など、さまざまな問題が起きています。

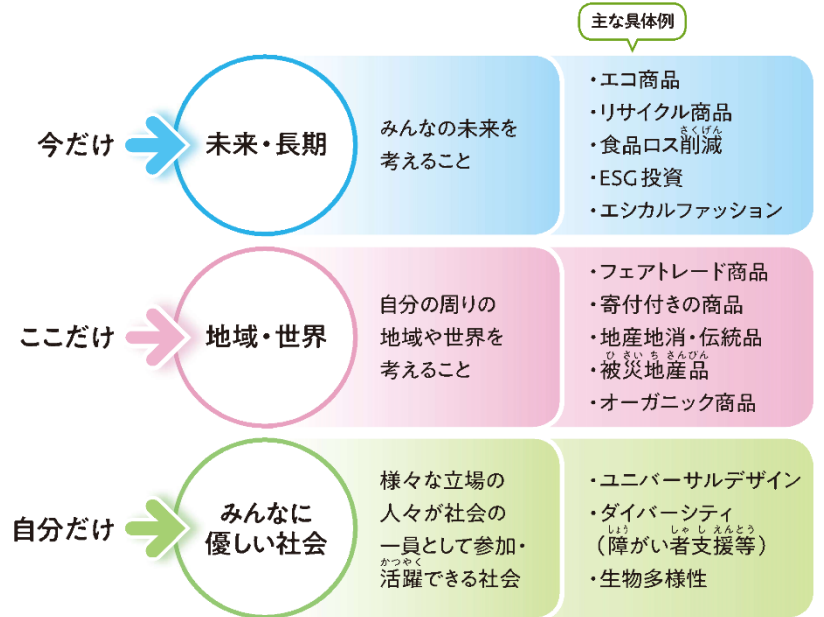
こうした問題の解決に向けて、日々の生活の中で人や社会・環境に配慮した消費活動のことをエシカル消費（倫理的消費）といいます。

商品やサービスを利用する際に、「価格」や「品質」だけでなく、「環境にはやさしいか」なども考えて、無理のない範囲でエシカル消費を取り入れていきましょう。

## 具体的に何をしたらいいの？

- ・買い物にはマイバッグを持参する
- ・食品等は必要な量だけ購入する
- ・リサイクルや省エネ製品などを購入する
- ・地産地消
- ・使い捨てプラスチックの使用を減らす

## エシカル消費は今までと何が違う？



消費者庁「みんなの未来に エシカル消費」から抜粋



- ・マイボトルを利用する
- ・リユース(再利用)、リサイクルを心がける
- ・省エネや節電につとめる
- ・エシカル消費に関連する認証ラベル・マークのついた商品を購入する

消費生活相談

多重債務相談

出前講座  
くらしの講座

相談方法：電話

弁護士または司法書士による多重債務相談会  
毎週水曜日開催 事前にお電話ください

来所（要予約）\*まずはお電話ください

相談時間：9：00～16：30

(土・日・祝日・年末年始 休み)

相談電話：0258-32-0022



専用駐車場はありません。  
長岡市提携駐車場をご利用ください。  
ご相談の場合は無料処理いたします。

## 長岡市消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6  
ながおか市民センター2階

電話（講座申込など）：0258-32-0082  
FAX：0258-39-5050

★消費者ホットライン 電話188（局番なし）